

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は80,395人であり、男女比は男性49.5%、女性50.5%である（令和7年3月1日現在）。

令和元年度に策定した越前市人口ビジョンによると、人口対策に取り組みなかった場合、本市の人口は2060年に約3割減少すると試算されているが、令和元年度に第2期を策定した越前市総合戦略に基づき、元気な産業から創出される旺盛な求人を背景とした生産年齢人口の確保や、子ども・子育て支援と教育の充実など本市の強みを生かした施策を実行することで、減少幅を抑えるよう取り組みを行っている。

産業構造については、市内で創出される付加価値額の産業別シェアにおいて製造業が約6割を占め（令和3年経済センサス）、製造品出荷額等は県全体の3割弱（6,405億円 令和3年工業統計調査）を占めるなど、製造業が本市の産業構造の中核を担っており、自動車関連産業や電子部品産業といった先端技術産業から、越前和紙、越前打刃物、越前箆笥といった伝統産業に至るまで、幅広い業種によって構成されている。一方、本市の立地企業数のうち約8割を小規模事業者が占めており、小規模事業者を中心とした中小企業者等の振興施策が市全体の産業活性化に不可欠である。

また、雇用情勢については、本市の有効求人倍率は令和6年12月時点で1.60倍と、全国平均（1.25倍）を大幅に上回っている。少子高齢化などによる自然減が進行する中で、今後、より一層労働力の確保が困難となることが予想される。

このことから、先端設備等の導入によって労働生産性の向上を図っていくことが、市内中小企業者等にとって解決すべき課題の一つであり、本市の産業基盤の維持・発展を図るためにも、市内中小企業者等の先端設備等の導入に対する支援を積極的に行う必要がある。

#### (2) 目標

本市では、令和4年度に策定した越前市総合計画2023において、「幸せを実感できる ふるさと ～ウェルビーイングの越前市～」を基本理念に、活力あふれる地域産業の実現に向けて、越前市産業活性化プランに基づく各種施策を実施している。

これを実現するため、本計画期間中に60件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

先端設備等の種類は限定せず、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てを対象とする。

その理由として、本市の製造業の特徴として業種の多様性が挙げられ、それぞれの業種によって必要となる先端設備等の種類が多種多様となることが想定されることから、施策の効果の最大化を図るためである。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

市内全域とする。

理由として、市内全域に中小企業者等が立地しており、地域を限定しないことで施策の効果の最大化を図るためである。

### (2) 対象業種・事業

全ての業種・事業を対象とする。

理由として、本市の製造業の特徴として業種の多様性が挙げられることから、業種・事業を限定しないことで、施策の効果が最大限得られるためである。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組みを先端設備等導入計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(3) 市税に滞納がある場合は、先端設備等導入計画認定の対象としない。